(厚生労働省・庁)

		(字工力)到有"门)
制度	名	国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、た ばこ税の税率の引上げ
税	目	たばこ税
要	ん対策	・ この規制に関する世界保健機関枠組条約」、「健康日本21」及び「が 推進基本計画」等を踏まえ、喫煙率の減少のためにたばこ税の税率の引 要望する。(たばこ税法第11条)
望		
o o		
内		
容		平年度の減収見込額 —百万円 (制度自体の減収額) ( 百万円)
新	(1) 政	策目的
設 •	健機関	こ税の税率を引き上げることによって、「たばこの規制に関する世界保  枠組条約」及び「健康日本21」等で提唱されている喫煙率の減少に向 ばこ対策の推進を図る。
    拡	(2) 施	策の必要性
充	' ' ' ' -	成23年度与党税制改正大綱において、
又		たばこ税について、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するた
は	そ・	、将来に向かって、税率を引き上げて行く必要があります。この方針にって、平成22年度税制改正では、1本あたり3.5円の税率の引き上
延	は、	を実施しました。平成24年度税制改正以降の税率引き上げにあたって 、 <u>たばこの消費や税収、葉たばこ農家、小売店、製造者等に及ぼす影響</u>
		を十分に見極めた上で判断していきます <u>。</u> 」 記された。
長	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	ᄨᇻᄀᄶᆼᄝᇆᅅᅲᇄᆝᅷᆡᅷᇹᄼᆌᆇᆘᆖᄜᆉᄀᄴᄜᄱᅝᅷᄤᄜᄿᄱᄝ
を   ***	約_	成17年2月に発効した「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条 」においては、たばこの消費及びたばこの煙にさらされることが死亡、
必		病及び障害を引き起こすことが科学的証拠により明白に証明されている と、並びに価格及び課税に関する措置が、様々な人々、特に年少者のた
要	ばが	この消費を減少させることに関する効果的及び重要な手段であること等 規定されている。また、他の先進諸国と比べて我が国のたばこ価格が低
٤	しい	状況にある。
す	対分	たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」の締約国として、たばこ 策の一層の取組が求められている。また、「健康日本21」において、
る	たし	ばこに関する目標が設定されていることや、「がん対策推進基本計画」 おいても、たばこ対策が重要な位置付けとされていることを踏まえ、引
理		続き、たばこ対策を強力に進める必要がある。
由		

		政策体系における政策目的の位置付け	(基本目標) 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること。 (政策目標 1 1) 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること。 (11-2) 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること。
今	合	政 策 の 達成目標	喫煙率を減少させることで、たばこの健康に与える悪影響を低減させる。
フ     回	世 性 性	租税特別措 置の適用又 は延長期間	_
の要		同上の期間 中の達成 目 標	_
望に		   政策目標の  達 成 状 況	_
関連	有効性	要 望 の 措 置 の 適用見込み	
する		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	
項		当該要望項 目以外の税 制上の支援 措 置	_
	相当性	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	_
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	_

	要望の措置の 妥 当 性	_
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別 措 置 の 適用実績	
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	_
	前回要望時 の達成目標	
関連する事項	前回要望時 からの達見 度及び目標 に達してい ない場合の 理	
これまでの 要 望 経 緯		平成23年度与党税制改正大綱において、 「たばこ税について、国民の健康の観点から、たばこの消費を 抑制するため、将来に向かって、税率を引き上げて行く必要が あります。この方針にそって、平成22年度税制改正では、1 本あたり3.5円の税率の引き上げを実施しました。 平成24 年度税制改正以降の税率引き上げにあたっては、たばこの消費 や税収、葉たばこ農家、小売店、製造者等に及ぼす影響等を十 分に見極めた上で判断していきます。」と記された。